

別表 1 (第 2 条関係)

省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の性能基準
照明設備	国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
空調設備	グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
給湯器等	グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
冷蔵、冷凍設備	グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
その他市長が認める設備	上記設備と同等の性能を有すると認められる設備に限る。